

東浦町空家等対策連絡会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）に関する多岐にわたる問題に横断的に取り組むため、関係部署による東浦町空家等対策連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等に関する情報の共有及び意見の交換に関すること。
- (2) 空家等の適正管理の推進に関すること。
- (3) 空家等の利活用の推進に関すること
- (4) その他空家等の対策に関すること。

(構成員)

第3条 連絡会は、空家等の対策を所管する課の長（以下「所管課長」という。）が指名する者をもって構成する。

(会長)

第4条 連絡会に会長を置き、会長は空家等の対策を所管する課の長とする。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月16日から施行する。